

# 情報利用は人権侵害

## J A庄内みどりには正勧告

県弁護士会

J A庄内みどり(本所・酒田市)の組合員が同J Aを相手取り、米直接販売の未払い精算金の返還を求め、同J Aが原告団に加わろうとする組合員のリストを作ったのは人権侵害に当たるとして、県弁護士会は25日

まで同J Aに対し、個人情報などを目的外に利用しないことなどを求める勧告を行った。

原告らによると、原告団は訴訟に加わろうとする組合員の委任を受け2015年11月ごろから、各組合員がどれだけの米をJ Aを通じて販売したかが分かるよう、J A側に数量確認を請求した。これに対しJ A側はこの数量確認請求の委任状を提出した組合員のリストを作り、一部の理事に渡した。この理事は組合員方を戸別訪問し、訴訟に加わらないよう勧めた。また、原告の一人が講師となって営農指導を執筆していた農業誌の出版元に対し、理事

の一人が「原告が執筆している」との理由で広告掲載を拒否したため、この原告は講師の仕事を辞めざるを得なくなった。さらに、原告らがJ Aの会議室を借りようとして申請した際、正当な理由なく利用を拒否された。

原告らはJ A側のこうした行いが「組織的、かつ継続的に、組合員らの裁判を受ける権利を侵害した」として昨年12月、県弁護士会に人権救済を申し立てた。県弁護士会は今年4月まで、書面を含め双方の主張を聴くなど調査し、今月9日付で勧告・要望書と同J Aに送付した。

勧告・要望書によると、J Aが委任状を提出した組合員のリストを作り、これを理事らに提供し、戸別訪問して訴訟に加わるのをやめようとするのを促したものは、「組合員らの意に反

して個人情報をも目的外利用したもので、人権侵害に当たる」として、「委任状を提出した組合員らの情報をみだりに収集、記録、整理、利用、保管、第三者提供しないよう」勧告した。

また、原告の一人が執筆者の広告掲載を断り、その原告が講師を辞めざるを得なくなったことについては「裁判を受ける権利を不当に制約する可能性がある」として、「裁判を受ける行動を妨げる行為をしないよう」要望した。

会議室の使用を拒否したことについては「使用許可申請の拒否は根拠を欠くもので、集会に参加する権利を不当に制約する恐れがある」として、「正当な理由なく組合施設の利用を拒否することのないよう」要望した。

本紙の取材に対し、同J Aはこの勧告・要望書について「必要なことについてはそれなりの対応をするよう検討していく」と話した。

原告団は25日、酒田市内で記者会見し、「勧告に法的な強制力はないが、J A側の良識に期待。これまでは原告に加わることによって不安や脅威を感じていた組合員もいたと思うが、今後はそうした不安なく仲間に加わってほしい」と話した。

原告らは、同J Aが組合員の米を直接販売する際、「直販×リット」などの名目で販売代金から合意なく手数料を差し引いたのは不当として2016年6月、同J Aを相手取り、精算金の返還を求めて提訴。原告の組合員は今春の第5次提訴まで計114人に増え、請求金額は約7100万円となっている。